

福島国際研究教育機構の名称等の使用承認取扱基準

令和7年2月14日
理事長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、個人、法人、その他の団体等が福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の名称等を商品販売等で使用する場合における使用承認基準、手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、機構の名称等の商品販売等での使用とは、機構以外の者が、機構（機構が所有・管理する施設を含む。）の名称、肖像その他機構を表象する意匠等（以下「名称等」という。）を商品その他の物品に表示し、販売又は提供を行う行為（以下「名称等の使用」という。）をいう。

(使用の承認)

第3条 理事長は、次に掲げるときは、名称等の使用を承認することができるものとする。ただし、福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）の名称等の使用に関しては、機構が委託する法人の長が承認することができるものとする。

- (1) 機構の広報に資する場合
- (2) 福島イノベーション・コースト構想の推進に資する場合
- (3) 前二号に掲げるもののほか、理事長がその必要性を認める場合

(承認の基準)

第4条 名称等の使用の承認に当たっては、次に掲げる基準による。

(1) 使用する者の承認基準

福島県内に住所を有する者、その他福島県に関係を有する者であって、次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）

第2条第2号に指定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団員

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に課する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

ウ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

エ 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

オ 機構の取引停止措置を受けている者

カ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

キ 機構の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(2) 使用内容の承認基準

次のいずれにも該当しないこと

- ア 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- イ 機構の信用又は品位を害するものと認められる場合
- ウ 第三者の利益を害するものと認められる場合
- エ 特定の個人、団体、法人又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第3条に規定する目的の実現に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- オ 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- キ 肖像等の変形を行う場合
- ク 自己のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- ケ その他、理事長が適当でないと認める場合

(承認の申請)

第5条 名称等の使用を行う者（以下「使用者」という。）は、使用承認申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。ただし、RTFの名称等の使用については、機構が委託する法人の長に申請するものとする。

- (1) 使用者の存在、基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他関係者の住所又は身分等を明らかにする書類
- (3) 使用の目的及びその計画を明らかにする書類（収支予算書を含む。）
- (4) その他名称等の使用の承認に当たって理事長が必要であると認める書類

(承認の通知)

第6条 理事長（前条ただし書きの申請があった場合には、機構が委託する法人の長）は、第4条に規定する承認基準に照らし、名称等の使用を承認するときは、使用承認通知書（別記様式第2号）を使用者に交付する。なお、この場合、理事長は、名称等の使用について、必要に応じ条件を付することができる。

2 名称等使用の承認の期間は、承認の日から最大3年以内とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 名称等使用の承認の内容以外の使用を行わないこと。名称等使用の承認後、使用計画に変更があった場合は、直ちに届出を行い、その承認を得ること。
- (2) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (3) 第三者に使用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先においても、名称等使用の承認の内容を遵守させること。
- (4) 売り上げ調査その他の照会に応じること。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

(承認の取消し等)

第8条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、名称等の使用の承認を取り消し、使用条件の変更、使用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 名称等の使用の承認の内容と違う使用を行ったとき
 - (2) 偽りその他不正な手段により名称等の使用の承認を受けたとき
 - (3) 第4条で定める名称等の使用の承認の基準に反することに至ったとき
 - (4) 第7条で定める遵守事項に違反したとき
 - (5) その他名称等の使用の承認を取り消すべき重大な事由が生じたとき
- 2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者は、使用承認を取り消された日から名称等を使用することができないものとする。
- 3 機構は、第1項の規定により、名称等の使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 4 理事長は、第1項の規定により、名称等の使用の承認の取消しを受けた者が、その取消しの後に行った名称等の使用の承認申請について、必要と認める期間、名称等の使用の承認を行わないことができる。

(使用料)

第9条 名称等の使用は、原則として無償とする。

(使用の非独占等)

第10条 この規定による名称等の使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して名称等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等に対して県が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 機構は、この基準による名称等の使用の承認の申請及び名称等の使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

- 第12条 機構は、名称等の使用の承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、機構に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 使用者は、名称等の使用に際して故意又は過失により機構に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
 - 4 理事長は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(基準の管理)

第13条 この基準の管理は、総務課が行う。

附 則

この基準は、令和7年2月14日から施行する。

年 月 日

福島国際研究教育機構理事長
（機構が委託する法人の長） 殿

住所
名称
代表者名

名称等の使用承認申請について

福島国際研究教育機構の名称等の商品販売等での使用について、下記のとおり申請します。

申請に当たっては、「福島国際研究教育機構の名称等の使用承認取扱基準」の各条項に同意するとともに、使用条件に違反した場合は、承認の取消し又は使用物品の回収等の要求等を受けても異議ありません。

記

- 1 使用目的

- 2 具体的な使用内容
※使用する名称等、商品イメージ、販売計画等（別紙可）

- 3 使用期間

- 4 連絡担当者
※所属、役職・氏名、電話、メールアドレス

- 5 添付書類（第5条関係）
 - （1）使用者の存在、基礎を明らかにする書類
 - （2）役員その他関係者の住所又は身分等を明らかにする書類
 - （3）使用の目的及びその計画を明らかにする書類（収支予算書を含む。）
 - （4）その他

別記様式第2号（第6条関係）（使用承認通知書）

年 月 日

殿

福島国際研究教育機構理事長
（機構が委託する法人の長）

名称等の使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました福島国際研究教育機構の名称等の商品販売等での使用について、下記により承認いたします。

記

1 承認内容

2 承認期間

承認の日から 年 月 日まで

3 使用条件

- （1）承認内容以外の使用を行わないでください。また、名称等使用の承認後、使用計画に変更がある場合は、直ちに届出を行い、承認を得てください。
- （2）消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示してください。
- （3）第三者に使用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先においても、名称等使用の承認の内容を遵守させてください。
- （4）売り上げ調査その他の照会に御協力ください。
- （5）各種法令を遵守してください。